

法人会ニュース

2004

5

江東ひがし



<http://www.koto-higashi-h.or.jp/>

浮世絵

三代歌川豊国画
大判錦画

修紫田舎源氏
阿古幾



菖蒲浮世絵文化の会 代表 嶋村伸枝氏蔵

三代歌川豊国(天明6年～元治元年)
(1786～1864)は現江東区の出身で初代豊国の門人である。

五度亭国貞の名で浮世絵界に活躍、数多くの作品を残した。五つ目の渡し(現五ノ橋辺り)の株をもつて住んでいた

たので、五度亭と称した。のち亀戸天神前に移り住み亀戸豊国ともいう。彼の人気と実力が、「歌川派にあらずば浮世絵師にあらず」とまで言わしめた。墓は光明寺(亀戸3丁目)で墓石の文字は蜀山人の筆跡である。

第38回通常総会

日時 5月26日(水)

午後2時30分

会場 東京平安閣

講演会 (聴講無料)演題 『ファミリーレストランの
経営と現状』

講師 株式会社デニーズジャパン会長

中山吉史先生

日時 5月26日(水)

午後4時~5時30分

新入会員懇談会総会終了後 新入会員の紹介と
懇談会の開催

第370回定例理事会は、
去る4月23日(金)開催され、次
の通り審議可決された。

審議可決事項(一) 会員増強労支部に対する
感謝状の受影支部名は次の通り
亀戸第五、亀戸西六、大島
第五、北砂第一、北砂第二、
北砂第三、北砂第四、東砂第
一、東砂第三、南砂第一の合
計10支部。(四) 平成17年度の税制改正要望
事項のとりまとめ例年どおり税制委員会に委
任する旨決定。

2月20日金杉谷法人課税第
一統括官を講師に迎え、「印紙
税について」の研修会が開催
された。

盛り沢山の内容だったが、

文書の所属の決定(例えは、
①2つ以上の事項が混載記載
されている文書……税率の高
い文書。②他の文書を引用し
てある文書……引用している
部分は、その文書に記載され
ているものとする)や、記載
金額について多くの解説がな
された。

印紙税額は、記載金額で決
まるが、契約書等の記載金額
には消費税額が区分されてい
る場合には、記載金額に含ま
れない等、(税込みの総額表示
では注意が必要である)との
話があり、実務上の参考とな
った研修会であった。

**5月26日****通常総会と講演会**

(二) 理事会の理事代行者の登録

理事会における理事(支部
長)代行者を登録して、止む
を得ず欠席の場合は、必ず代
行者の出席手配する旨可決。

(三) 支部研修会の開催

北砂第一、第二、第三、第
四支部研修会を、5月中に開
催することに決定。(四) 平成17年度の税制改正要望
事項のとりまとめ例年どおり税制委員会に委
任する旨決定。**「印紙税」について****税務研究部会**講 師
杉谷第1統括官**「最近の質疑事例」****源泉部会**

ではない等、(税込みの総額表示
では注意が必要である)との
話があり、実務上の参考とな
った研修会であった。

龜戸天神

▼スポーツク
ラブの仲間に
誘われて、十
数年振りにス
キーに行つて
来た。

▼最後に行つたスキーは、ス
キーの最盛期。土日と
もなればリフト待ちに三十分
というのは当たり前だ。

当時、冬にスキーをやらない
という事は、流行に乗り遅れ
るということだった。スキー
に行くこと 자체がオシャレな
時代でもあった。

①会社が負担した自動車事
故(従業員が時間外で)の慰
謝料……給与として課税。但
し、負担能力から止むを得ず
の場合は、課税なし。②年末
調整後に支払った生命保険料
……その年内の支払いなら控
除できるので、再調整をする。
③上司が(従業員の)結婚式
に出席する場合の費用の補助
……個人的費用の負担として、
給与所得で課税。等々、身近
な事例の多くを研修した。

▼今回のスキーで足腰は疲れ
たが、雪上を滑走する爽快さ
を思い出すことが出来た。こ
れで、来年から中年スキーヤ
ーが一名復活である。(呂)

新緑の候、社団法人江東東法人会会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 15 年分確定申告期間中は、渡辺会長はじめ役員の皆様方には早期提出にご参加いただき、また、青年部会の方々には広報車で早期提出の街頭広報を行っていただき、誠にありがとうございました。

お蔭様をもちまして無事確定申告期を乗り切ることができました。

今後ともより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。



江東東税務署長
山谷 正義

**確定申告にご協力
ありがとうございました**

確定申告の街頭広報活動 2月16日と3月10日

青年部会が広報車で管内を巡回し、「早期提出」「自書申告」をPR！



出発前に署の方々と



樂太郎さんと役員が早期提出(確定申告初日)



管内を巡回中



安全運転をお願いします

『まちをきれいに』西大島周辺にて 第14回社会貢献活動

日時 5月23日（日）午前9時30分より

場所 西大島地区

ユニフォーム、清掃用具等用意しておりますので、活動しやすい服装でお越しくださいますようお待ち申しあげます。（雨天の場合は5月30日（日）に順延になります）

集合 江東区総合区民センター前に集合してください。

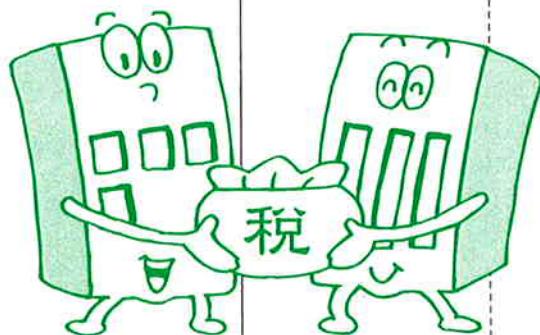
平成十六年度 税制改正

政府の基本方針決まる！

政府は、平成十六年一月十六日、平成十六年度税制改正の要綱をとりまとめました。主な内容は以下のとおりです。なお、内容につきましては、若干変更となる場合がありますので、取り扱いにはじ注意いただきますようお願いいたします。

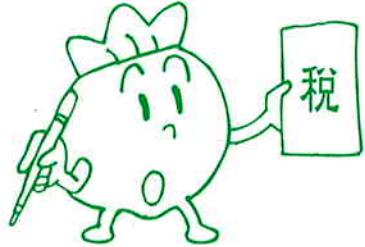
税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
中小企業関係税制			
●非上場株式の譲渡益	<ul style="list-style-type: none"> ●非上場株式の譲渡益に係る税率二六% (所得税二〇%、住民税六%) 	<ul style="list-style-type: none"> ●同上 	
●特定同族株式の課税価格の特例	<p>非上場株式等のうち、発行済株式等の総数の三分の一以下に相当する部分について一定の要件を満たす場合、三億円を限度として相続税の課税価格を二〇%減額する措置を講ずる。</p> 	<p>上記の相続税の課税価格の特例の対象となる非上場株式等の価額の上限を一〇億円に引き上げる。</p>	
(法人税制)			
●欠損金の繰越控除	<p>左記の欠損金の繰越控除期間は五年。</p>	<p>平成十六年一月一日以後に行う株式等の譲渡による所得について適用。</p>	
●同 上	<p>左記の欠損金の繰越控除期間は七年。</p>	<p>平成十六年一月一日以後に相続等により取得した非上場株式を相続税納付のためにその発行会社に譲渡した場合について、みなし配当課税を行わず譲渡益課税の特例の対象とする。</p> 	
創設		<p>平成十六年四月一日以後の相続等により取得した非上場株式を同日以後に譲渡する場合に適用。</p>	
	<p>平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において生じた欠損金について適用。</p>		

●個人住民税均等割	●公的年金等控除	●所得税制 ●老年者控除	●確定拠出型年金制	●連結付加税	●青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による欠損金
●一人当たり道府県民税（年額一、〇〇〇円）、市町村民税（人口に応じ年額二、〇〇〇円～三、〇〇〇円）を課税。 ●納稅義務のある夫と生計を一にする妻で、所得があつても個人住民税均等割が非課税となる。	公的年金等控除のうち六五歳以上の者に対する控除額は控除額の上乗せがある。（控除額最低一四〇万円）	六五歳以上で年間所得一、〇〇〇万円以下の高齢者を対象として以下の老年者控除がとれる。 所得税 一律五〇万円 (個人住民税四八万円)	●他に企業年金がない場合 月額 三・六万円 ●他に企業年金がある場合 月額 一・八万円	●抛出限度額（企業型） 度 ●同 上 月額 四・六万円 ●同 上 月額 二・三万円	●連結納税にかかる連結付加税として税率二%が上乗せされる。 ●連結付加税は廃止
●同非課税措置を廃止。	公的年金等控除のうち、六五歳以上の者に対する控除額の上乗せが廃止。（控除額最低一一〇万円に引き下げ）	老年者控除を廃止	●同 上 月額 四・六万円 ●同 上 月額 二・三万円	少額資産の場合の中途引出要件については緩和。	●同 上 平成十六年三月三一日をもつて廃止。
平成十七年度分以後の個人住民税について適用するが、平成十七年度分の個人住民税については税率を二分の一に軽減する。	平成十六年度分以後の個人住民税について適用。	平成十七年分以後の所得税および平成十八年度分以後の個人住民税について適用。	平成十七年分以後の所得税および平成十八年度分以後の個人住民税について適用。		



税目および項目	現 行	改 正 案	備 考	度
				●確定拠出型年金制度
●住宅・土地税制	●企業年金がない場合 月額 一・五万円	●同上 同上一・八万円	●少額資産の場合の中途引出要件については緩和。	●住宅借入金等の年末残高の控除率 (平成十三年七月一日から平成十五年十二月三一日までの居住分について一〇年間の措置) 年末借入金等残高(最高五、〇〇〇万円) × %
●特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰り越し控除制度の拡充	平成一〇年一月一日から平成十五年十二月三一日までの間に所有期間五年超の特定の居住用財産を譲渡し、その個人の居住する一定の買換資産を取得した場合は、翌年以後三年間にわたりその居住用財産の譲渡により生じた損失について繰越し控除できる。	平成十六年居住分について、平成十五年分と同制度を一年延長。	平成十七年から平成二〇年までに居住の用に供した場合には減税措置を重点化しながら同制度を延長。	平成一〇年一月一日から平成十五年十二月三一日までの間に所有期間五年超の特定の居住用財産を譲渡し、その個人の居住する一定の買換資産を取得した場合は、翌年以後三年間にわたりその居住用財産の譲渡により生じた損失について繰越し控除できる。
●土地・建物等の譲渡所得の課税の特例	(長期譲渡所得の課税の特例) ●特別控除後の譲渡益の二六%(所得税一〇%、住民税六%) (短期譲渡所得の課税の特例) 以下のいずれか多い税額	上記について、譲渡資産に係る住宅ローンの残高がない場合を適用対象に追加した上、適用期限を三年間延長する。	平成十六年一月一日から平成十八年十二月三一日までの間に買換えをした場合に適用。	特定の居住用財産の譲渡損失のうち、譲渡資産に係る住宅ローン残高が譲渡価額を超える場合のその差額を限度として、譲渡損失の三年間の繰越し控除を認める制度を創設
●特別控除後の譲渡益の一〇%(所得税十五%、住民税五%)	平成十六年一月一日以後に行う取引に適用。なお、長期譲渡所得の一〇〇万円控除は廃止。	平成十六年一月一日から平成十八年十二月三一日までの間に特定の居住用財産を譲渡した場合に適用。	平成十六年一月一日から平成十八年十二月三一日までの間に特定の居住用財産を譲渡した場合に適用。	平成十六年一月一日以後に行う取引に適用。なお、長期譲渡所得の一〇〇万円控除は廃止。



<p>● 土地・建物の譲渡 所得の損益通算</p> <p>● 土地・建物の譲渡 所得の損益通算</p> <p>● 譲渡益の五二%（所得税四〇%、住民税十二%）相当額</p> <p>● 全額総合課税とした場合の上積み税額の一〇%相当額</p>	<p>● 土地・建物の譲渡 所得の損益通算</p> <p>● 土地・建物の譲渡所得と他の所得との損益通算ができる。</p>	<p>● 譲渡益の三九%（所得税三〇%、住民税九%）相当額</p>
<p>● 地方分権の推進</p> <p>● 所得譲与税（仮称）の創設</p> <p>● 公募株式投資信託の譲渡益課税</p>	<p>税率一〇%（所得税十五%、地方税五%）</p> <p>税率一〇%（所得税七%、地方税三%）</p> <p>平成十六年度において所得譲与税（仮称）を創設し、所得税の税収の一部を地方政府へ譲与する。</p> 	<p>土地・建物の譲渡所得と他の所得との損益通算を廃止。</p> <p>平成十六年分以後の所得税について適用。</p>
 <p>平成十八年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、その間の暫定措置。所得譲与税による平成十六年度の税源移譲額は四、一四九億円。</p>	<p>平成十六年一月一日以後に行う公募株式投資信託の受益証券の譲渡による所得について適用。</p>	<p>平成十六年分以後の所得税について適用。</p>

□ 開
（3637）7121
東京都江東都税事務所
ン

○自動車税を納付できるコンビニエンスストア（50音順）
サークルK、サンクス、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン

今年度の納税通知書から、金融機関や郵便局だけでなく、指定されたコンビニエンストアでも納付いただけるようになりました。ご利用可能なコンビニは左記のとおりです。また、郵便局は、全国どこでも自動車税を納めることができます。

平成16年度自動車税納税通知書は、5月6日(木)に発送します。納期限は、5月31日(月)です。

◎5月は、自動車税の納期です。

都税だより

◀行事予定▶

13日(木)	新設法人説明会 研修内容「新設法人のための会社の税金」 講師 江東東税務署審理担当官	午後1時30分	江東東法人会 2階会議室
18日(火)	源泉部会第30回総会 創立30周年記念式典	午後3時	東京平安閣
21日(金)	第371回理事会	午後3時	法人会館
23日(日)	第14回社会貢献活動実施	午前9時30分	西大島周辺
24日(月)	北砂第1・第2・第3・第4支部研修会 研修内容「会社取引をめぐる税務」 講師 江東東税務署審理担当官	午後6時	砂町文化センター
26日(水)	第38回通常総会 講演会 演題「ファミリーレストランの経営と現状」 講師 株式会社デニーズジャパン取締役会長 中山吉史先生	午後2時30分 午後4時	東京平安閣 東京平安閣
4日(金)	決算法人説明会 研修内容「会社の決算・申告の実務」 講師 江東東税務署審理担当官	午後1時30分	江東東税務署 1階会議室
5日(土) 6日(日)	女性部会・一泊研修会	午前8時	静岡・焼津 グランドホテル
8日(火)	パソコン入門教室	午前10時	法人会館
9日(水)	ワード入門教室	午前10時	法人会館
10日(木)	エクセル入門教室	午前10時	法人会館
11日(金)	ワード・エクセル入門教室	午前10時	法人会館
24日(木)	第372回理事会	午後3時	法人会館

●役員会・委員会は省略しております。お問い合わせは事務局まで。